

地域包括支援センター  
居宅介護支援事業者 各位

健康推進部高齢介護課

## 令和6年4月以降の介護予防支援計画・介護予防ケアマネジメント

### の取り扱いについて

日頃より本市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、介護保険法改正により、令和6年4月から指定居宅介護支援事業所が市町村から指定を受けて介護予防支援事業を実施することができるようになります。

つきましては、別紙に指定による介護予防支援の実施についてまとめましたので、ご参照の上、適正な事業実施にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

- ① 指定居宅介護支援事業所による介護予防支援について
- ② 指定について
- ③ その他事項
- ④ 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出における留意点

以上

### ① 指定居宅介護支援事業所による介護予防支援について

- ・ 事業を実施するには市町村から指定を受ける必要があります。
- ・ 指定を受けて実施できるのは介護予防支援のみです。介護予防ケアマネジメントは実施できません。
- ・ 令和6年4月以降も、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施することも可能です。
- ・ 提供の開始には、利用者との契約及び介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出が必要になります。
- ・ 市長が必要と認める場合、介護予防サービス計画の実施状況等について提出を求めることがあります。

### ② 指定について

- ・ 指定申請の受付は南河内広域事務室広域福祉課になります。申請に必要な書類等は広域福祉課ホームページをご覧ください。
- ・ 指定の手続きには手数料（新規 30,000 円）が必要です。（ただし、事業所所在地が富田林市の事業所に限ります。）
- ・ 介護予防支援事業所の指定を受けるためには、介護保険法第115条の22第4項の規定により介護保険の被保険者その他の関係者から事前の意見聴取が必要となります。指定を受ける場合は市町村へ[あらかじめ「介護予防支援事前確認申請書」を提出してください](#)。「介護予防支援事前確認申請書」は広域福祉課のホームページよりダウンロードできます。
- ・ [指定効力の範囲は指定した市町村に限定されます](#)。例えば、富田林市からのみ指定を受けている指定介護予防支援事業者は、河内長野市の要支援者に指定介護予防支援を提供することはできません。河内長野市の指定を受ける必要があります。

### ③ その他事項

居宅介護予防支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合でも、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防ケアマネジメントを引き続き担当することができます。介護予防ケアマネジメントに変更する際には担当の地域包括支援センターにご相談ください。

また、利用者の負担軽減の観点から、指定介護予防支援事業所として要支援者の受け入れを行うに当たっては、利用者の契約において利用者、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者において契約を行うことを推奨します。

④ 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出留意点

居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の提供を行う際には介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼届出書（以下、予防届）の提出が必要です。

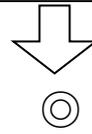
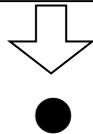
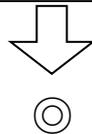
この取扱いに関しては、居宅介護支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントから居宅介護支援事業所による介護予防支援に切り替わる**都度提出が必要**となることにご留意ください。

例：某サービス利用者について、令和6年4月から通所相当サービスと介護予防福祉用具貸与を利用しており、A指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所（委託ではない）として担当していたが、令和6年5月は介護予防福祉用具貸与の利用をキャンセルし、令和6年6月に再び介護予防福祉用具貸与を利用した場合

これまでとおり5月は委託でも可能です

【イメージ図】 ※は届出が必要な月

	4月※	5月※	6月※	7月
担当事業所	A指定居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	A指定居宅介護支援事業所	A指定居宅介護支援事業所
提供サービス	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援	介護予防支援



◎・・・ A指定居宅介護支援事業所が市へ被保険者証と予防届を提出。

●・・・ 地域包括支援センターが市へ予防届を提出。

この場合においては、4月分・6月分はA事業所が指定介護予防支援事業所として担当、請求することができますが、5月分は担当、請求することができません。

5月分は、地域包括支援センターが担当することになるため、この場合、指定介護予防支援事業所は4月分、6月分のそれぞれにおいて予防届の提出が必要となります。（A事業所は4月・6月以降分、地域包括支援センターは5月分を担当することになる。）

※今後、国等の通知によりこれらの取扱いに関しては、変更となる場合があります。

○問い合わせ先

富田林市 健康推進部 高齢介護課

Tel0721-25-1000

①・②・③に関する事

高齢者支援係（内線183）

④に関する事

認定給付係（内177・179）